

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条の規定によって、次のとおり土地
立入りの許可をした。

令和七年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

中国電力ネットワーク株式会社

二 事業の種類

六六kV特別高圧架空送電線大野線N〇二六〓三二経年鉄塔建替工事

三 立入りの目的

調査測量及び工事計画調査

四 立ち入ることができる土地の区域

廿日市市塩屋二丁目七一七一番一、七一七一番二、七一七一番四、七一九二番三、七二

七〇番五、七二七七番一、沖塩屋三丁目六四六〇番一、六四七四番六、六四七四番一〇、

沖塩屋二丁目一五七二番四、六四三〇番一、梅原二丁目一五六五番五及び一五六六番三

五 立ち入ることができる期間

令和七年四月三日から令和七年十二月三十一日まで